

野洲市民病院公金支出差止等請求事件訴訟に関する第3回口頭弁論について

1. 訴訟に関する現在までの経緯

- 平成30年12月7日 原告らによる訴えの提起
- 平成31年2月14日 第1回口頭弁論期日
- 平成31年3月26日 第2回口頭弁論期日（野洲市の反論）
- 令和元年5月14日 第3回口頭弁論期日（野洲市の反論に対する原告側の再反論）

2. 第3回口頭弁論で原告が陳述した準備書面の概要と今後の方針

第3回口頭弁論で原告が陳述した準備書面（以下「準備書面2」といいます。）では、第2回口頭弁論において被告である野洲市が陳述した準備書面（以下「準備書面（1）」といいます。）に対する原告からの認否及び反論が行われています。

準備書面2の内容については、①基本設計契約が、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反していること、②実施設計契約が、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反していること、③実施設計契約が、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に違反していることの3点の主張がなされています。

なお、原告の主張の根底には、病院は必要であるが、14億円をかけて現野洲病院を改修すれば良いという考え方が存在することがうかがわれます。

今後は、次回第4回口頭弁論において、準備書面2の内容に対する野洲市の主張と反論を行います。当該反論の内容については、第4回口頭弁論後に公開する予定です。

なお、異例なことですが、原告らは、準備書面2において、準備書面（1）の内容に対して少なくとも20箇所の部分を「明らかにされたい。」などと求めています。これに対しては、第3回口頭弁論期日において、裁判長から、次回の反論の中で市として必要と認める部分があれば明らかにするように指示がありました。したがって、原告からの求釈明に対しては、市の反論の必要性に応じて回答していく予定です。

また、準備書面2の18ページ以降では、平成31年3月22日付京都新聞記事が引用されていますが、当該京都新聞の記事については、平成31年3月26日付「野洲市民病院に関する不正確な報道について」において、事実と異なった内容が報道されていることを市長の定例記者会見及び市ホームページで市民の皆さまにお知らせをしています。当該新聞社からの反論は現在のところありません。

3. 今後のスケジュール

- 令和元年6月28日（金） 被告側準備書面提出期限
- 令和元年7月11日（木）11時30分 第4回口頭弁論期日

4. 添付資料

準備書面2

《参考》

平成 31 年 3 月 26 日

野洲市民病院に関する不正確な報道について

野洲市長 山仲 善彰

野洲市民病院整備事業については、平成 23 年（2011 年）4 月の野洲病院からの提案を受けて以降、透明性、客観性、専門性を基本として、公開の検討会、市民懇談会、市議会審議等を経て進めてきています。この事業には、市民及び医師会等からも熱い期待が寄せられています。去る 3 月 22 日閉会の第 3 回市議会定例会においても新年度予算が議決されました。

しかし、一部報道機関より同日朝刊及びその後はインターネットにおいて野洲市民病院整備事業の建設費や収支計画に疑問を呈する記事が掲載されました。この報道には、明らかに不適正な部分が存在すると考えられ、このような記事が掲載されることは、今後の事業の推進に影響が懸念されることから下記のとおりお知らせします。

野洲市民病院整備事業の状況については、市ホームページや市広報において情報の公開を行っており、記事の内容について全て検証が可能です。また、当該事業については、現在、訴訟係属中であり、事業の正当性については、いずれ明らかになると考えております。

記

当該記事では、①2012 年 5 月の時点はまだ検討段階であり、結論ではないにもかかわらず、「同月に開院 20 年後も赤字が続くと委員会が結論づけた」旨を記載している、②市民病院計画を巡る動きの表の 15 年 11 月において、自治連合会等からの要望や同会の依頼による市議会との意見交換会の開催など重要な動きが記載されていないなど誤っている又は誤解を与える可能性のある記載があります。

一部の報道機関により、市民の皆さまに誤った又は誤解を与える可能性のある情報の提供がなされたこととお知らせするとともに、今後も、野洲市民病院整備事業を透明かつ適正に推進してまいります。